



消防だより 119

住宅用火災警報器に関するアンケート調査のお礼

洞爺湖消防署では、このたび各自治会のご協力を得て昨年度に引き続き、洞爺湖町内の一部世帯を対象とした住宅用火災警報器に関する設置率のアンケート調査を実施しました。

調査に際しましては、皆様にはお忙しいところ、アンケート調査にご回答をいただき誠に有難うございました。また、各自



治会長をはじめ、役員の方々にアンケート配布・回収等にご配慮頂き、この場を借りて厚くお礼申しあげます。今後とも消防業務に深いご理解とご協力をお願いいたします。

なお、調査結果を比較しますと、設置率は昨年度から向上していますが、まだ設置されていないご家庭が数多くみうけられます。

平成23年6月1日からは、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となりましたので、あなたの大切な家族や財産を守るためにも、かならず設置してください。詳しくは洞爺湖町ホームページのお知らせ掲示板にも掲載していますのでご覧ください。

住宅用火災警報器に関するご質問やご相談、説明会のご希望がありましたらお気軽に、洞爺湖消防署(☎76-2119)・温泉分署(☎73-1119)・洞爺分署(☎87-2119)へご連絡をお願いします。

花火で遊ぶ時は 気をつけて

夏の夜の楽しみと言えば「花火」です。夏休みを迎えた子供たちにとっては楽しみな季節となりますが、遊び方や後片付けの方法を誤ると火災につながる恐れもあります。子供たちだけの「花火」は避け、必ず大人が付き添うようにしてください。また、花火で遊ぶ際は以下の項目に注意し、火災発生の防止を心がけてください。

- ① 遊び終わった花火は水バケツに浸してください。
- ② 子供だけで花火をさせないでください。
- ③ 風の強い日は花火で遊ばないでください。
- ④ 上記の他、着衣への着火や花火を分解して遊ぶなど危険が多く、大人がしっかりと監視して安全に遊ぶよう心掛けてください。



① 花火は広く安全な場所で行い、燃えやすいもののある場所では、遊んだりしない。

ルールを守り、住みよいまちづくりを！

全 ての建築物の工事には、建築基準法等その他関係法令に基づき建築のための諸手続きが必要で、無届けの新築及び増改築工事等は違法建築物に該当する場合がありますので、工事を行う前には必ず役場建設課



へ連絡をしてください。また、建築物の全部もしくは一部を一般住宅の用途以外として使用する際には、消防署への届出が必要となり、増改築等を行うと消防設備等が追加となる場合があります。安全で安心して住むことのできるまちづくりのため、建築のルールを守って、正しい建築を行いましょう。皆様のご協力をお願いします。

統一標語

「消したかな」
あなたを守る
合言葉

fire



平成23年1月1日～
6月30日現在
● 火災件数 4件
● 救急件数 228件